○厚生労働省告示第三百六十号

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十五条第一項の規定に基づき、確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格を次のように定め、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から適用する。

平成二十九年十二月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格は、国際標準化機構が定めた規格第六一六六号とする。

○農林水産省告示第二千百三十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
愛知県豊橋市	平成三十年四月一日

○農林水産省告示第二千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、名取市・大和町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

名取市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに関係市役所及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八十号

対馬空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　対馬空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　対馬空港内及びその周辺　長崎県対馬市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第百二十九号を参照）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路中心線灯の項光度の欄中「六千六百カンデラ」を「六千五百カンデラ」に、「九百七十カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

附　則

この告示は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。